#### 平成26年12月愛荘町議会定例会会議録

# 議事日程(第2号)

平成26年12月5日(金)午前9時00分開会

- 日程第 1 承認第 3号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処 分につき承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第80号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第 3 議案第81号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第82号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第83号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第84号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつ き議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第86号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第87号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき 議決を求めることについて
- 日程第10 議案第88号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘生きがいセンターの 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第89号 愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第12 議案第90号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議 決を求めることについて
- 日程第13 議案第91号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議 決を求めることについて
- 日程第14 議案第92号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につ

#### き議決を求めることについて

日程第15 議案第93号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)

日程第16 議案第94号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

日程第17 議案第95号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第18 議案第96号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第19 議案第97号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

# 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19

# 出席議員(14名)

1番 上 林 村 治 君 2番 西 澤 桂 一 君

3番 伊 谷 正 昭 君 4番 髙 橋 正 夫 君

5番 外 川 善 正 君 6番 徳 田 文 治 君

7番 河 村 善 一 君 8番 小 杉 和 子 君

9番 本 田 秀 樹 君 10番 瀧 すみ江 君

11番 森 隆 一 君 12番 竹 中 秀 夫 君

13番 辰 己 保 君 14番 吉 岡 ゑミ子 君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 字野一雄君 育 藤野智誠君 教 長 総合政策部長 林 定信君 住民福祉部長 川村節子君 中村治史君 総 務 部 長 管 理 主 監 北川孝司君 会計管理者 辻 善嗣君 商工観光課長 廣瀬 猛君 収納管理主監 小杉 善範君 環境対策主監 北川 徹君 産業建設部長 北川元洋君 教育管理部長 青木清司君

監 上田仁紀君 総 務 課 長 教育 主 大橋靖子君 福祉 課長 岡部得晴君 建設・下水道課長 中村喜久夫君 生涯学習課長 総合政策課長 上林市治君 山本隆男君 農林振興課長 藤居祐司君 住 民 課 長 徳田郁子君

# 事務局職員出席者

議会事務局長 上林忠恭 書 記 宮崎 淳

# 開会 午前9時00分

# ◎開会の宣告

○議長(吉岡ゑミ子君) 皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。ただいまより、12月定例議会2日目を審議させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ◎開議の宣告

**○議長(吉岡ゑミ子君)** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(吉岡ゑミ子君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

# ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第1、承認第3号 平成26年度愛荘町一般会計補正 予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

#### [総務部長 中村治史君登壇]

○総務部長(中村治史君) それでは、承認第3号 平成26年度愛荘町一般会計補 正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについて、説明させていただき ます。

議案書の1ページをお願いいたします。承認第3号でございます。平成26年度愛 荘町一般会計補正予算(第7号)は、平成26年11月21日の衆議院の解散に伴い、 12月14日執行の衆議院議員総選挙経費につきまして、同日付で専決処分いたしま したことから、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,539万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,775万円とする。

事項別明細書で各課目の補正額および内容を説明いたします。 5ページをお願いし

ます。まず、歳入でございます。県支出金委託金総務費委託金選挙事務委託金は衆議院解散に伴う衆議院議員選挙市町村交付金 1,530 万 6,000 円の追加、諸収入雑入雑入総務費雑入は衆議院総選挙の投票事務従事者町職員の職員食事個人負担金として 9 万円の追加でございます。

6ページをお願いいたします。次に歳出でございます。総務費選挙費衆議院議員選挙費総額 1,539 万 6,000 円を追加するものであります。内容は、投票開票管理者立会人報酬、職員の時間外手当および管理職員特別勤務手当の職員手当、臨時職員賃金、ポスター掲示場場所の借用謝礼の報償費、旅費、消耗品費等の需用費、通信運搬費等の役務費、ポスター掲示場の作成設置撤去業務等の委託料、投開票所借上料の使用料および賃借料、投票記載台の備品購入費であります。

なお、7ページは特別職員の給与費明細書であり、選挙における投開票管理者立会 人報酬であります。

また、8ページにつきましては、一般職の給与費明細書になります。職員の時間外 手当および管理職、特に特別勤務手当であります。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い 申しあげます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 全員起立であります。よって、日程第1、承認第3号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについてを、承認することに決定しました。

#### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第2、議案第80号 愛荘町監査委員に関する条例の 一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長(中村治史君) それでは、議案書9ページをお願いいたします。議案第80号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正条例と説明資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページをお願いたします。まず、監査委員に関する条例の一部改正をする理由でございます。現在実施しております現金出納検査日と条例に規定されております検査日との不整合が生じていることから、今回、立会に合わせた条例の改正を行い、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、所要の改正をお願いするものでございます。

一部改正する要旨でございます。まず、第7条につきまして、現金出納の検査でございます。現行の現金出納検査の実施日と条例で規定している検査日と実態が合わないことから、条例に規定の検査日を定めるものでございます。現行、毎月10日から7日以内とあるものを、毎月15日から10日以内に改正をお願いするものであります。

続きまして、第8条でございます。決算および諸書類の審査、決算審査の結果に基づく意見について、審査に付された日から7日以内を、現状を鑑み90日以内に改め、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化比率および資金不足比率の通知規定を本町条例に追加するものでございます。いずれも公布の日から施行するものでございます、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉岡ゑミ子君) 討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員であります。よって、議案第80号 愛荘町監査 委員に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第3、議案第81号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長(中村治史君) それでは、議案第81号、議案書10ページでございます。愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

説明資料3ページをお願いいたします。まず、本条例の改正理由でございます。人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が10月7日交付されたことにより、関係する条例の一部の改正をお願いするものでございます。

改正する内容でございます。まず、第 1 条、給与の改正でございます。現在、年間 2.95 月分を支給しておりますが、0.15 月分引き上げた 3.10 月分とするものでございます。具体的には 1 2 月期支給分期末手当 100 分の 155 を 100 分の 170 に改正するものでございます。

第2条につきまして、現行では 2.95 月分を支給しておりますが、0.15 月分引き上げた 3.10 月分となる。具体的には 6 月期支給分期末手当 100 分の 140 を 100 分の 147.5 に、1 2月期支給分期末手当 100 分の 170 を 100 分の 162.5 に改正するものでございます。

改正付則として、第1条につきましては、公布の日から施行をお願いするものでございます。第2条につきましては、平成27年4月1日から施行をお願いするものでございます。

なお、改正条例説明資料4ページにつきましては、第1条にかかりますところの新旧対照表でございます。5ページにつきましては第2条にかかりますところの新旧対照表でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員であります。よって、議案第81号 愛荘町特別 職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第4、議案第82号 愛荘町教育委員会教育長の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にしま す。

本案について提案理由の説明を求めます。教育管理部長。

〔教育管理部長 青木清司君登壇〕

○教育管理部長(青木清司君) それでは、議案書 11 ページを、説明資料の6ページをお願いをいたします。議案第82号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

当改正条例につきましては、議案第81号と同様の趣旨でございまして、人事院が 勧告されたことにより条例の一部を改正するものでございます。

第1条といたしまして、愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項中、100分の155を100分の170に改める。

第2条、愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項中、100分の140を100分の147.5に、100分の170を100分の162.5に改めるものでございます。

付則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成 27年4月1日から施行する。

また、第1条の規定による改正後の愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成26年12月1日か ら適用するものでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 全員起立であります。よって、議案第82号 愛荘町教育 委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第5、議案第83号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長(中村治史君) それでは、議案第83号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

議案書につきましては 13 ページ、説明資料につきましては 9 ページをお願いします。説明資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、一部改正する理由でございます。人事院勧告の理由に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が10月7日交付された。人事院の勧告を尊重し、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨でございます。まず、第 1 条でございます。通勤手当の改正でございます。第 15 条第 2 項、交通用具使用者にかかる通勤手当につきまして、距離の区分に応じ 100 円から 7,100 円までの幅で引き上げるものでございます。続きまして、勤勉手当の改正、第 2 3 条第 2 項であります。現行では年間 3.95 月分を支給しておりますが、0.15 月分引き上げた 4.10 月分とするものでございます。具体的には 1 2 月期支給分勤勉手当 100 分の 67.5 を 100 分の 82.5 に改正するものであります。

付則第 18 項においては、特定職員の給与減額者の勤勉手当の改正でございます。 さらに、別表第1につきましては号給表の改正でございます。初任給および若年層を 重点に平均 0.3%引き上げるものでございます。

続きまして、第2条でございます。勤勉手当の改正でございます。第 23 条第2項でございます。現行では年間 3.95 月分を支給しておりますが、0.15 月分引き上げた 4.10 月分とするものでございます。具体的には 6 月期および 1 2月に支給する勤勉手当の支給率を 0.75 月分に改正をお願いするものでございます。

付則第 18 号につきましては、特定職員の給与減額者の勤勉手当の改正でございます。説明資料 11 ページにおきましては第1条関係の新旧対照表でございます。特に 11 ページにつきましては通勤手当につきまして新旧対象で比較しております。現行、通勤手当 4,100 円から 2万 3,600 円のものが、改正後の金額のとおり改正をお願いするものでございます。

14 ページにつきましては別表第1の新旧対象表でございます。17 ページにつきましては第2条関係の新旧対照表でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 2番、西澤桂一君。
- ○2番(西澤桂一君) 人事院勧告がなされまして、民間との格差があるということで、このもの自体には反対していないのですけれども、やはり昨日の一般質疑を聞いておりましても、やはり事業の進行状況がしっかりとできていないとか、あるいは接遇がいろいろ問題点が起こっているとか、そういうことが指摘をされております。この人事院勧告の基礎となっておりますのは、やはり民間の大企業を対象とした給与格差ということでやっておりますから、やはり民間の一方では、給料の一方では非常に厳しい仕事の状況というのがあると思います。それで今言いましたように、当然、そ

の仕事の内容がやはりついて回っているんだと、単に給料を上げるだけというのではなくて、その辺りもしっかりと見届けて、今後執行していただきたいというように思いますので、その辺りの考えについてお尋ねをいたします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総務部長。
- ○総務部長(中村治史君) はい、ただいま西澤議員から質問いただきました。昨日の一般質問でも多くの指摘をいただいております。指摘事項につきましては当然のこと、なおかつ職員にあたっては全身全力で行う、そして遅延がないように、さらに徹底をして職務にあたるように徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 2番、西澤桂一君。
- ○2番(西澤桂一君) よろしくお願いいたします。それで、もう1点ですが、やはり、当然一般職員のということもありますけれども、私は管理職自体がもう少ししっかりしてほしいなという思いを持っております。今までの経過で見てきておりますと、質問を受けた時点で、「課長に言っておきます」とか、「一般職員にそれを注意します」とか、そういうような答弁もありました。これは、あくまでもそれは所管している管理職の責任でありまして、当然そこの進行なり、日頃職員がどういうような仕事をしているのか、どうなのか、そしてOGT、職場研修がしっかりできているかどうか、これはあくまでやはり管理職の事務能力だけじゃなくて、管理マネジメントの問題でもありますから、この辺りも含めて管理職の仕事というのは、しっかりとやっていただきたいということを思っております。これは答弁結構です。

それで、お尋ねをもう1点いたしたいのは、全協の時に一応お話をいたしました駐車料金の問題です。やはり、支給すべきものはきっちと支給する、けれども公的財産を使用していることによって使用料はしっかりと支払ってもらう、こういうのがきちんとした考え方だろうと思いますから、ぜひともこれは教育委員会も含めまして、次の予算にも反映するようにご努力をいただきたいと思いますが、そこのお考えをお伺いいたします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 総務部長。
- ○総務部長(中村治史君) 西澤議員、今ご質問いただきました職員の駐車料金ということで、職員につきましては駐車料金という形で自動車を使用しているもの等につきましては駐車料金いただいております。一方で学校関係につきましては学校現場と

の調整もあってということで、教育委員会の方で調整をされているわけでございますが、当然今いただいた部分につきましては予算的にもしっかりと反映をしていきたい というふうに思っております。

教育委員会の方は教育委員会の方で後ほど答弁をしていただきたいと思いますので、 よろしくお願いします。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 教育長。
- ○教育長(藤野智誠君) 今お話にありました教職員の駐車料金でありますが、現在、 秦荘中学校の方は町の庁舎の方の駐車場を借用させていただいています。それ以外の ところはそれぞれ学校の敷地の中に駐車をしているということになっておりまして、 県下の状況を見まして、駐車料金を支払うようにという指導をしているそういった市 町もございますので、そういったところも含めて検討させていただきたいと思ってお ります。以上です。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 2番、西澤桂一君。
- ○2番(西澤桂一君) 県下の市町村の状況というお話がありました。それも確かに 1つの方向だろうと思いますけれども、もう1点はやはりあくまでも民間との格差と いうことで来ておりますから、この役場全体をとらえてみれば、200人以上を超える 大きな企業の1つであります。ですから、町内の200名以上の企業が一体どういうよ うな実態になっているのか、そういうことを一応調査されて対比されるのも一案じゃ ないかと思いますので、これは提案としてお話をさせていただきます。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。
- ○町長(宇野一雄君) 提案ということで、答弁は求められてはいないわけですけれども、我々駐車料金を払っておりますのは、あくまでも行政財産という立場であって、行政財産の使用を我々がさせていただいているということで、駐車料金を払っております。民間企業さんで駐車料金を払っているというのは、あるのかないのかというもはあんまり認識はしていませんけれども、まあないのと違うかなと、しかしながら、今も言いましたように、我々役場とか、県は県庁の場合は駐車場はありませんので、それぞれが確保しているというように認識しているのですけれども、そのほかにつきましては行政財産という1つの住民から預かった税金で確保した行政財産でございますので、当然それを使用するにあたっては使用料を払うというスタンスのもとで今駐車料金を払っているというような状況ですので、今後もそれは徹底していきたいなと

いうように思いますのでご理解のほどお願いします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員であります。よって、議案第83号 愛荘町職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第6、議案第84号 愛荘町国民健康保険条例の一部 を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

**〇住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案第84号 愛荘町国民健康保険条例 の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案書 19ページ、説 明資料 19ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、平成26年11月健康保険法が施行令等の一部を改正する政令が閣議決定され、平成27年1月1日から施行されるもので、これに伴い愛荘町国民健康保険条例の規定に基づいて所要の改正を行うものでございます。今回の政令の改正でございますが、産科医療保障制度の見直しに伴い、平成27年1月1日以降の出産一時金について、総額42万円を各1子ずつ、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産一時金、出産育児一時金の基本額を引き上げるものでございます。

条例改正の要旨でございますが、第6条第1項の出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行し、経過措置といた しまして、施行日前の出産につきましては従前の例によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員です。よって、議案第84号 愛荘町国民健康保 険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程の順序を変更させていただきます。日程第7 議案85号および日程第9 議案第87号、日程第10 議案第88号、日程第11 議案第89号、日程第12 議案第90号、日程第13 議案第91号、日程第14 議案第92号を先に変更し、日程第8 議案第86号を先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- **〇9番(本田秀樹君)** 先に審議とはどういうことですか。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 暫時休憩します。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時50分

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第7、議案第85号を日程第19、議案第97号のあとに変更し、日程第8、議案第86号を先に審議したいと思いますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 異議なしと認めます。それでは、議案第85号を変更させ

# ◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第8、議案第86号 町道の路線の認定につき議決を 求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔產業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長(北川元洋君)** それでは、議案第86号 町道の路線の認定につき 議決を求めることについてを、ご説明をさせていただきます。

次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき、 議会の議決を求めるものでございます。

新規認定 路線番号E237号、路線名斧磨外周1号線、起点斧磨字宮ノ腰718-1、 終点斧磨字向山534-2、延長450mでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員であります。よって、議案第86号 町道の路線の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第9、議案87号から日程第14、議案第92号までを日程第19、議案第97号の次に変更し、日程第15、議案第93号から日程第19、議案第97号を先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程

第15、議案第93号から日程第19、議案第97号を先に審議することに決定しました。

# ◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第15、議案第93号 平成26年度愛荘町一般会計 補正予算(第8号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

[総務部長 中村治史君登壇]

**〇総務部長(中村治史君)** それでは、議案第93号を説明させていただきます。議 案書の30ページをお願いいたします。

平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,104 万 1,000 円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97 億 4,879 万 1,000 円とするものでございます。

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

35ページをお願いいたします。地方債補正であります。臨時財政対策債の限度額4億5,600万円を4億5,090万円に変更をお願いするものでございます。これは普通交付税の交付金額が決定されたことに伴い、発行可能額確定により変更をお願いするものでございます。

事項別明細書で各課目の補正額および主な内容を説明させていただきます。

38ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。地方特例交付金減収補てん特例交付金は交付金額の決定により 167 万 5,000 円の追加、地方交付税については普通交付税の交付金額の決定により 1億 4,381 万 3,000 円の追加、分担金及び負担金民生費負担金老人保護措置費負担金においては前年収入申告による老人ホーム本人および扶養義務者の入所負担金 119 万 5,000 円の追加、国庫支出金総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金はマイナンバー制度導入に伴う厚生労働省および中間サーバー料負担分整備の補助金 614 万 7,000 円の追加、民生費国庫補助金の障害福祉費補助金は聴覚障害者コミュニケーション支援事業手話通訳派遣の利用増により 8 万円追加、県支出金県補助金総務費県補助金自治振興交付金は交付金額の決定により 135 万 8,000 円の減額、民生費県補助金老人福祉費補助金は新規対象者による低所得利用者対策事業費補助金 3 万 7,000 円の追加、障害福祉費補助金は地域生

活支援事業補助金・聴覚障害者コミュニケーション支援事業の利用増により4万円の 追加、障害者自立生活支援ホーム事業補助金は交付金額の決定により 43 万 3.000 円 の減額、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金は新規対象者により7万 1,000 円の追加、地域総合センター運営費等補助金は補助金額の内示に伴い 87 万 1,000 円の減額、農林水産業費県補助金農業委員会費補助金農業委員会費運営費交付 金は農地法の改正に伴う農地台帳システム改修による324万円の追加、農業振興費補 助金人・農地問題解決加速化支援事業補助金は対象事業採択による 40 万円の追加、 強い農業づくり補助金は対象事業に JA 乾燥施設の入札執行に伴う補助金交付決定に より 3,589 万 5,000 円の減額、土木費県補助金河川費補助金は河川愛護作業補助金の 金額の決定に伴い 162 万 7,000 円の追加、県支出金の総務費委託金選挙事務委託金は 県会議員一般選挙市町村交付金 158 万 9,000 円の追加、統計調査費委託金は毎月人口 推計調査交付金 2,000 円の追加、人口動態調査費委託金は人口動態調査事務交付金 2.000 円の追加、財産収入財産売払収入不動産売払収入土地売払収入は安孫子地先町 有地・旧町営住宅長野団地および豊満南団地の売払収入 6,063 万 4,000 円の追加、繰 入金特別会計繰入金下水道事業特別会計繰入金は平成23年の談合事件の損害賠償金 で補助金返還金と起債繰上償還金を除いた 58 万 1,000 円の追加、財政調整基金繰入 金は歳入歳出財源調整として2億2,172万6,000円の減額、教育振興基金繰入金は愛 知川図書館屋上防水等改修工事の完了に伴う工事請負費の減額による繰入金800万円 の減額、諸収入貸付金元利収入は豊満自治会の元気なまちづくり支援資金貸付金元利 収入として 99 万 8,000 円の追加、その他雑入は国営新愛知川事業水源地支援対策費 積立金返還による6,229万3,000円の追加、町債総務債臨時財政対策債は普通交付税 の交付金額が決定されたことに伴い、発行可能額確定により 510 万円の減額でありま す。

次に歳出でございます。41 ページからでございます。議会費においては人事院勧告に伴う人件費および議員期末手当 60 万 2,000 円の追加、総務費一般管理費については人事院勧告に伴う町長・職員の人件費 169 万 1,000 円の減額、賃金は産休代替職員の嘱託職員の賃金 141 万 5,000 円の追加、報償費はふるさと納税寄付謝礼 10 万円の追加、役務費通信運搬費は郵便料金の改定および郵便料金割引エリアの変更に伴い300 万円の追加、委託料は人事評価制度研修委託料 31 万 8,000 円の追加であります。

42ページであります。企画費職員手当等は定住外国人支援員の居住地変更に伴い通

動手当1万4,000円の追加、貸付金は豊満自治会から旧町営住宅豊満南団地の用地取得に伴う元気なまちづくり支援資金貸付金300万円の追加、電子計算費委託料は農地法改正による農家台帳システム改修委託料324万円の追加、負担金補助および交付金はマイナンバー対応における中間サーバー・プラットフォーム利用負担金98万1,000円の追加、税務総務費は人勧に伴う人件費79万1,000円の追加、戸籍住民基本台帳費は同じく人勧に伴う人件費38万8,000円の追加。

43ページであります。選挙費県議会議員選挙費は臨時職員賃金 13 万 2,000 円、投票所入場券印刷費 20 万円、委託料はポスター掲示場作成設置撤去業務の区画数増に伴う 74 万円の追加、県会議員選挙で投票区を増設するため選挙システムの改修費 40 万円の追加、備品購入費は投票記載台購入費 11 万 7,000 円の追加、統計調査費統計調査総務費は人事院勧告に伴う人件費 5 万 9,000 円の追加、毎月人口推計調査費は需用費 2,000 円の追加、人口動態調査費は需用費および役務費の合計 3,000 円の追加、民生費社会福祉総務費は人事院勧告に伴う人件費 684 万 7,000 円の追加。

44ページになります。社会福祉施設費は同じく人勧に伴う人件費 21 万 4,000 円の追加、老人福祉費負担金補助および交付金は新規対象者に伴う生活困窮者社会福祉法人等サービス利用軽減補助金 5 万円の追加、扶助費は入所者の事務費等が増額となったことによる老人ホーム入所措置費 349 万 4,000 円の追加、国民健康保険費は人事院勧告に伴う人件費および医療費の増額見込みによる国民健康保険事業特別会計繰出金3,428 万 2,000 円の追加、障害福祉費負担金補助及び交付金は新規対象者による軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業補助金 14 万 4,000 円の追加、聴覚障害者の医歯受診の際の障害者コミュニケーション支援事業の扶助費 16 万円の追加、償還金利子及び交付金は平成 2 5 年度国庫負担金精算による返還金 77 万 3,000 円の追加、介護保険費は人事院勧告による人件費および(仮称)成年後見サポートセンター開設準備負担金ならびに介護保険制度改正によるシステム改修費用として介護保険事業特別会計繰出金 433 万 6,000 円の追加、後期高齢者医療費は人事院勧告による人件費として後期高齢者医療事業特別会計繰出金 10 万円の追加。

45ページであります。児童福祉総務費は財源更正、保育園費は人事院勧告に伴う人件費 46 万 4,000 円の追加、児童福祉施設費は同じく人事院勧告に伴う人件費 7 万 5,000 円の追加、衛生費保健衛生総務費は人事院勧告に伴う人件費 49 万 8,000 円の追加、環境衛生費は愛知郡広域行政組合水道事務所職員の児童手当に対する負担金の変

更により負担金 10 万 7,000 円の追加、保健衛生総務費は人事院勧告に伴う人件費 52 万 8,000 円の追加。

46 ページです。保健センター管理費は自動火災報知設備修繕費として需用費3万7,000円の追加、農林水産業費農業総務費は人事院勧告に伴う人件費256万4,000円の追加、農業振興費負担金補助及び交付金は世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会負担金148万円の減額、強い農業づくり補助金は対象事業の補助金交付決定により3,948万4,000円の減額、農業経営の法人化等支援交付金はハタケダ生産組合の採択に伴い40万円の追加、農地費は人事院勧告に伴う人件費19万5,000円の追加、負担金補助及び交付金ため池等整備事業負担金は永源寺ダム下流右岸法面安全対策事業において事業期間の延長により負担金107万円の減額、県営湖東平野関連事業負担金は国庫補助の減額により見直しがあり、これに伴い負担金64万6,000円の減額。

47 ページです。商工費商工総務費は人事院勧告に伴う人件費 221 万 4,000 円の減額、土木費土木総務費は人事院勧告に伴う人件費 74 万 9,000 円の追加。

48ページです。道路橋梁総務費は人事院勧告に伴う人件費6万1,000円の追加、河川総務費負担金補助及び交付金は県からの委託料の確定により河川愛護作業補助金159万2,000円の追加、都市計画総務費負担金補助及び交付金は東部地域公園整備事業上水道負担金は詳細設計により計画変更に伴い234万2,000円の追加、下水道費繰出金は人事院勧告に伴う人件費として下水道事業特別会計繰出金21万円の追加。

49ページです。小集落地区改良事業費は人事院勧告に伴う人件費 5万6,000円の追加と工事請負費は入札残により工事費 440万円の減額、消防費消防施設費負担金補助及び交付金は目加田自治会消火栓用ホースの消防設備備品購入費補助金 18万2,000円の追加、教育費事務局費は人事院勧告に伴う人件費 78万5,000円の追加、教育振興費は学校電算機器更新事業において入札残979万9,000円の減額。

50 ページです。幼稚園費は人事院勧告に伴う人件費 98 万 2,000 円の追加、社会教育総務費は人事院勧告に伴う人件費 27 万 1,000 円の追加、図書館費は人事院勧告に伴う人件費 67 万円の追加と愛知川図書館屋上防水改修工事入札残 800 万円の減額。

51 ページです。給食費は人事院勧告に伴う人件費 15 万 7,000 円の追加、諸支出金基金費地域基盤づくり推進基金費は豊満自治会の元気なまちづくり支援資金貸付金元利収入を積立金として 99 万 8,000 円の追加であります。

52ページにつきましては特別職の給与費明細書であり、町長、副町長、議員の明細

であり、53ページは一般職の補正予算給与費明細書であります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上 げます。

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、 辰己 保君。
- **〇13番(辰己 保君)** 13番、辰己。質問というよりも、この補正でおける入り と出の財源内訳ならびに説明との整合性についてお尋ねをいたします。

38ページ、マイナンバー制度によって、国庫ほか 614 万 7,000 円入っているわけですが、42ページ、その中では当然国県支出金が財源として 938 万 7,000 円計上はしているんです。そのために、その調整上、一般会計が減額していると、しかし中間サーバー・プラットフォーム利用負担金 98 万 1,000 円という計上がなされています。要するに、614 万 7,000 円の歳出根拠がわかりにくくなってしまっているということで、私自身がこの補正予算書から推察すると、もう町としてはその準備をして拠出していると、電算システムの改修というか、そのマイナンバー制度に伴なった事業は進めていたということで、一般財源を拠出して進めていて、国庫補助が下りてきたから、その精算をしていると、そういうふうにしか見られないので、その説明を求めます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 管理主監。
- **〇管理主監(北川孝司君)** ただいまの辰己議員の質問にお答えいたします。

マイナンバー制度にかかります事業費については国庫補助金ということで、総務省分、それと厚生労働省分ということで、2つに分かれて、国の方から内示等が来ております。

総務省分につきましては、昨年度も出ておりましたので、当初の部分で歳出につきましては当初で予算化させていただいておりました。

厚生労働省分につきましては、今回、国から県を通じまして、厚生労働省分の補助金額が内示がありましたので、今回、入りの方につきまして、歳入分の 38 ページの分につきましては厚生労働省分の補助金の額を追加したものでございます。

それと、出の方で中間サーバー・プラットフォーム利用負担金ということで、こちらの方につきましては、国と都道府県市町村と結ぶ、接続するサーバーがあるのですけれども、こちらの方につきましては当初全国の市町村に設置をするという計画であったんですけれども、経費等とセキュリティの関係がありまして、国の方で東日本、

西日本と1台ずつ設置をして、国の方で設置をしますと、その分については負担金を各全国の都道府県市町村から集めて来て、その負担金で国が設置するということで、この分を国の方から連絡ありましたので、追加をお願いするものでございます。これにつきましても入りの方にはこの分は10分の10で含まれているもので、補助金として含まれているものでございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉岡ゑミ子君) 13番、辰己 保君。
- **○13番(辰己 保君)** 13番、今答弁の中で当初予算に見込んでいたという答弁 があったわけですが、9月の補正予算ではないわけですね。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 管理主監。
- ○管理主監(北川孝司君) 総務省の分の歳出の方は当初で見させていただいておりまして、9月につきましては総務省分の入りの分が遅れて内示がありましたので、9月に申し訳ありません、総務省分の入りの分が見させていただいているところでございます。
- **○議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑はございませんか。 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 9番、本田秀樹、質疑を行います。全員協議会でもお話をさせていただいたわけなんですが、歳出の方を見ますと、職員の人事院勧告による手当等の増額が多いかなと思われますが、そこで時間外手当が給料明細書の方を見させていただいても790万円の時間外手当が増額になっておるということが上がっています。全員協議会の中で、各原課の時間外手当の対象となる職員の人数を聞きましたが、全体として51名の今回時間外手当の職員の手当が上がっておるということでございますが、特に総務課の方につきましては、農林振興課の部分が残業の時間外手当の方が足らないから総務課の方の分を流用しているということをお聞きしましたので、なぜそこまで時間外が増えておるのか。そしてまた全体として、3月までの時間外手当ということですので、多額な時間外手当が支出をされるわけですが、なぜそこまで、このような時間外が出てくるのか、という点をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 農林振興課長。
- **〇農林振興課長(藤居祐司君)** ただいまご質問がありました、特に農林振興課関係 についてご説明を申し上げます。

平成26年度から始まりました国の新たな農業施策によりまして、ほとんど農業施 策の窓口対応が市町に下りてきたというようなことでございます。特に農地中間管理 事業あるいは国の新たな施策攻めの農業実践事業、こういったことに対しまして、窓口における農業者からの相談や申請の窓口となっておりまして、日常的にこれらの対応をしている現状の人数でやっておりまして、どうしても業務が深夜まで及ぶと、もう1点、今年の米価の下落に伴いまして、米の直接支払交付金を12月15日年内中に支払うというような国の方針に基づきまして、この交付対象面積を確定するための事務量が増大したことに伴うものでございます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 農林振興課の課長から、新たな事業で時間外が増えたということはわかるんですが、全体として時間外が各原課が増えておるということですが、ただ、今のシステム上、以前まではタイムカードというのですか、それを利用しながら、朝来たら押すと、帰りにはタイムカードを押していくと、また課長の決済、ピンクか赤か知りませんが、申請を出して時間外の部分を申請して時間をしていくというシステムだったと思うのですが、今年からでしたか、パソコンの入力によって時間外がしていくのと、朝来られた部分については自分が入力して、退出する時にはしていくというシステムになっておると思います。

そのシステムが大変私には不思議でしょうがないのですが、触れると、例えば、今 晩時間外が 10 時までしたということであれば、あくる日には入力を忘れた場合、10 時半にもできるというシステムですよね、触れるということは。退出、入室も時間が 触れると、決済の方は課長どまりだと、その所管の部長は時間外は把握はしていない と思います。

何が何でもそういうシステムは誰がつくっていったのかわかりませんが、そのような部分で本当に管理ができているのか。担当の所属長の部長は全然知らないと思います、課長どまりだと思うのですよ、私は。それが課長が決済しても、これだけの時間外が出てくるということはなぜなのか、私には理解ができないです。

新しい事業はわかります。これだと職員が足らない、足らないところに臨時職員さんなり、嘱託職員さんがへばりついている課もあるわけです。それにもかかわらず、これだけの分が出てくる。たぶん、時間外手当が3月にはまた出てくるでしょう。

それはやっぱり町民の税金ですので、これは民間でしたら本当につぶれていきます よ。これだけの時間外がどんどん、どんどん、もっと、皆さんに私は言いたいのは、 血税、いろいろ税の部分についても頑張っていただいているのはわかるのですが、も っと職員の中で改革をしてもらわないと、全然できていない。

職員も、ある職員はずっと違う課に行けば時間外が多い、名前は言いません、たぶん総務課だとわかります。その職員にどのような指導をしているのか、6時間越えの月もあれば100時間を超える時間もある、土日は出てくる、ただ手当を、本当に仕事をしているのかわからなかっても手当を出している、その辺が私には納得ができません。

もっと中の改革をしていただかないと、給料の報酬の1割以上が時間外手当になっているのは私は異常だと思います。その職員も同じ職員ばっかりがしている、サービスをしている職員もおられます。つけていない職員も、まじめにしている職員がどうなのかなという部分もあります。どういう考えで今後改善されるのか、そしてそのシステムの改善をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 総務課長。
- **〇総務課長(大橋靖子君)** 本田議員の時間外手当のシステムについてお答えいたします。

時間外手当のシステムにつきましては、以前、紙で、ピンクの紙で時間外の申請、 それから承認を行っておりました。今回、入力により時間外の申請の方は事前に課長 に入力により申請を行いまして、そのあと今日時間外をするということで課長の承認 を得ます。翌日に昨日何時までしたという実績の方を入力しまして、そちらの方も課 長の方に承認をするということになっております。このことから、事前に課長に承認 を申請をし、承認をするということで、時間外をされていると、私の方では理解して おります。

それから、今おっしゃいました時間外が非常に多いというところでは、今後時間外 の縮減については、もう一度検討をしまして、努めてまいりたいと考えます。以上で す。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。
- ○町長(宇野一雄君) ご指摘いただいております時間外勤務手当につきましては、この前も全員協議会で申し上げましたけれども、やはり時間外勤務手当が多いということは、職員の健康管理に問題があると、生じてくるということが当然起こってくるわけでございます。

それで、先ほどもおっしゃっていただきましたように、特定職員に多いということ

につきましては、100%知っているわけではございませんけれども、やはり各課に対して、事務の配分というのを十分言っております。1つの課がすべてが月何十時間以上、全員がやっているということであれば、それはもう人が少ないだろうというようなことも考えられるわけなんですが、特定職員にシフトしているということにつきましては、事務の配分に問題があるんじゃないかなということで、課長会議等で、その事務の配分については徹底しているわけです。

ですから、万遍なる事務分掌表を与えるとか、そういうようなものはやはり所属長が、それだけの職員を管理していただいているのですから、職員の管理上、この人は多いのか少ないのかという判断ができるわけですから、今後事務の改善も含めて、我々が一般的にはスクラップ&ビルドということを言っているのですけれども、なかなかスクラップができないというのが実態なんですけれども、そういった事務改善を含めて、全体の執行体制の中で、各課が本当に人が足らないのか、あるいはその事務配分が悪いのかということを十分に見極めて、今後時間外勤務手当の縮減については努力させていただきたいというように思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたしたいというように思います。

- **〇9番(本田秀樹君)** システムの改善をされるのか、答弁がないのですが。
- **○議長(吉岡ゑミ子君)** 暫時休憩します。45分から再開します。

休憩 午前10時28分 再開 午前10時45分

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁をお願いいたします。総務課長。
- ○総務課長(大橋靖子君) 本田議員のシステムについてのご質問でございますが、 現在の時間外勤務の入力につきましては、当日の始まりと終了時間を入力いたしまし て、課長の承認を受けます。この時点で、課長の承認が受けられると、課長の了解が ないと変更はできません。また、翌日でございますが、実績の入力を行いましたあと、 課長がもう一度承認をいたします。その後、入力の変更は課長の承認がないとできな くなるというシステムでございまして、今後は管理職の許可がないと変更できないと いうシステムになっております。

今後、残業の多いものには健康管理をするよう、管理職の方に促していき、入力に つきましては、コンプライアンスの徹底を職員に図ってまいりたいと思います。シス テムにつきましては、管理の方を今後どこまでできるか調査検討をしてまいりたいと 考えます。以上です。

- ○議長(吉岡ゑミ子君) 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 9番、本田秀樹。今、総務課長の答弁をいただきました。今後調査していくと、しかし、触れるのは触れますやんか、課長の許可がないとできないと、例えば、今晩忘れました、明日の朝だったら、課長も一緒にその職員とは仕事をしていませんでしょう、最後までね。10時以降についてはなぜか聞き取りはされると思います。10時以降は1.25の割り増しになりますので、なぜかを聞き取って、職員ができなかったと聞きますけれども、あくる日でも触れる、3日後でも、3日前でも触れる、そのシステムは、私はあかんと言うのです。

一旦触ったら、ロックを掛けるかなんかしない限りには、いくらでも残業手当みたい、時間外を青空天井でしていてはあかんのですよ、そうでしょう。対象職員が 119 名おられます。時間外手当がつく職員が、知っているでしょう。全職員 162 人おられますが、その中には教育長も入っておりますが、対象となる職員が 119 名、この4月からずっと見ていますと、6ヵ月間でも 500 時間を超える職員が何人おられると思いますか。400 時間越える職員がどれだけおられますか。延べで、単純に割っても、月80 時間しているんですよ。だから青空天井ではだめなんです。そうでしょう。課長も自分の部下だったら、かわいそうやなと思って、納得して 80 時間でも 100 時間でもつけているわけです。それはいいのですか。

だから、民間ですとつぶれますよと、そんなことばっかりしていたら、もっとシステムの改善をしてもらわないと、調査検討ではあかんのです。思いませんか。だから、改善はないのかと、ロックをかけたら終わりでしょう。そんなシステムは私はいいと思いません。

そして、時間外を決めるということをしてもらわないと、例えば 30 時間しかつけませんよとか、そういう規定をしてもらわないと、だから、50 時間でも 60 時間でも 100 時間でもされるんです。ある人から聞くと、こんなこと言うと失礼かわかりません。ローンの返済とかいろいろなことで、必要で残業で儲けているんだとか、そういう声も聞くんですよ。基本給は安いからと、手当で稼いでいるんだと、そういう声を聞くんです。課長が認めているから、残業、時間外が続くわけでしょう。またその上の所属の部長もしっかりとした課長に対して指導をしてもらわないと、いくら何でも

こんだけの時間外がつくことに対しては遺憾であります。もう一度、システムの改善 について答弁を求めます。

# 〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。

○町長(宇野一雄君) 私も100%システムを知っているわけでないので申し訳ないのですが、今現状、総務課長がご説明申し上げましたけれども、基本的には時間外勤務をする前に、開始時刻と終了時刻をそこに入力するようになっております。そして、それを所属長が確認して、そして、あと実際に終わった時間を入力するというシステムになっています。

その実際に終わった時間の入力はおかしいのと違うかと、故意に変えられるのと違うかというご指摘をいただいていると思うのです。まずは、予告時間と実際の時間との差が大きくある場合は、やはり所属長は責任を持ってそれはどういうことやということはまず正さないかんというように思っております。

システムにつきましては、調査研究ということを言いましたのは、実際ロックを掛 けるということはいいことやと思うのですけれども、技術的なことは私もわかりませ んけれども、一旦日を越して100分の150にした場合に、その日の、いわゆる仮に、 仮にその日に時間外した場合にロックがかかってしまうのと違うかなという懸念、そ れにつきましては技術的なものがありますので、私は言えませんけれども、それとも う1点、時間外を限定してしまう、いわゆる私ども 36 協定というのは結んでおりま せんので、代わりに1人当たり 30 時間以内ということになってしまいますと、現実 に50時間しているということになった場合、20時間がサービス残業になってしまう ので、それにつきましては執行法、あるいは労基法上、問題が生じてくるかなという ように思いますので、いずれかと言えば、超勤の削減の方をもっともっと強固にやっ ていかないと、限定するということについてはちょっと困難かなというようには思い ますので、とにかく所属長が職員を管理するという視点でもっともっと見てもらうと、 そして超勤の縮減に努めていくと、それと相まって、町システムを見直していくとい う考え方で進めて行かないと、一挙にちょっとご期待に沿えるようなことができるか どうかというのはわかりませんので、そこら辺を合い強調して進めさせていただきた いと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

# **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 9番、本田秀樹君。

**〇9番(本田秀樹君)** 町長が答弁いただいたわけなんですが、30時間を切るという

ことですか、36 協定上はないということの答弁だったと思いますし、ただ、ある程度 基準というのを設けてもらわないと、青空天井ではだめなんだということなんです。 サービス残業されている方もどうのこうの云々ということがあったんですが、現に職 員でもサービスしている職員がつけていないというのが多いのです。まじめにやって いる子はちゃんと今日の仕事をやる自分が遅かったからつけないという職員もおられ るし、課長が帰っても誰も確認していないから、じっとしていても出る時にさえちゃ んとしていれば、わからなかったらする職員もいる、職員の中でもそういう時間外の 手当についても温度差がものすごくあるんです。頑張っている人は本当に頑張ってい ますし、サービス残業している人もサービス残業しています。

でないと、もっと本当に中を改革していただかないと職員のモラルもありますし、 もっと愛荘町のため頑張ってもらわないと、これを時間外で稼ぐとかそんなことを聞 くので、だから言っているわけなんですよ。だから、くどくど言いませんが、3月に はあがってこないだろうと、補正で、時間外がこれ以上、一時は待遇の部分で代休を 取りなさいと、そういう代休の取り方もあったわけですやんか。いろいろな改善方法 があると思います。

やり方によっては、システムを誰がつくったかわかりませんよ、こういう今までは タイムカードを押し、あれも代用押しをしている人もおられた、もっと違うようなこ とを考えてもらわないと、このままではいけない。そのシステムをつくったのは、た ぶん北川管理主監ですわね。パソコンをよく知っておられるので、だからロックはか かりませんかとか言っているわけなんです。

今回のシステム、まだまだメリット、デメリットの部分があると思います。そこを早急に改善をしていただきたい。たぶんそう思っている職員さんもおられると思うので、管理職の中でもおられると思うし、だから先ほども言いましたけれども、課長決済、その上の長、部長までもしっかりしていただけないと、私はこのやはり町民さんの税金、皆さんの税金を使った中でしていくのはどうかなと思いますので、再度もう一度、本当にシステムの改善、これ難しいかもわかりませんが、できると思います。あれだけのことができるのだったら、ただあれは職員の給料の担当の方はやりやすくなっただけでしょう、メリットは。そうでしょう、今までタイムカードで拾いながら押していたのが、そこに承認すればパソコンからそこに行くと思います。想像でよくわかりませんけれども、そうすることによって給料計算は早くなった。すぐ職員の仕

事のあれも少なくなったというのはメリットだと思います。

だから、そこを一度もう一辺改善をしてもらわないと、サービス残業をしている職員もおられますし、日曜日でも土曜日も休日も出ている職員もおられますので、もっとまじめな職員のためにも考えてもらわないと、この愛荘町のためにはならないと思うので、再度答弁を求めて終わります。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。
- ○町長(宇野一雄君) それでは、本田議員のご質問も、よくご指摘はわかります。 それで、我々はサービス残業を奨励しているわけでも何でもございませんし、むしろ、 サービス残業をやっておられる方がおいでになるのだったら、きちんと出していただ きたい。そうでないと、本来の勤務形態が確認できないということになりますので、 実態としてサービス残業があるようであれば、それは改善していきたいなと言うよう にも思いますし、先ほども給与改定のところで管理職員自身の責任問題があるという ようなこともお話があったかと思うのですけれども、時間外は税金を使わせてもらっ ているということで、税金の問題もありますが、先ほども言いました職員自身の健康 管理の問題がございます。

ですから、そこら辺につきましては、業務量等考えながら、やはり所属長が責任を持って、それこそ職員管理をやっていただかないと、なかなかこういったものは直っていかないいうように思いますので、やはり我々としたら適在配置をしているというようには思っておるのですけれども、その課の中の事務分掌がうまいことできていないと、こういうようになってきますので、そこら辺は管理職の責任において、きちんと事務配分をやっていただくということを今後徹底いたしますし、時間外の縮減につきましても徹底いたします。

併せまして、ご指摘いただいていますシステムにつきましては、早い機会に検討し、 どうできるのやということを一度考えさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、辰己保君。

**〇13番(辰己 保君)** 13番、辰己。一般会計の補正予算(第8号)について、 反対を行います。 理由を述べる前に、今質疑の中で、本年度の当初予算にマイナンバー制度の関わった予算が出ていたというのを、この補正の質疑において初めて知りました。私自身は、このマイナンバー制度については、9月議会においても、その問題性は指摘をしていますし、今職員の管理体制における電算システムは、そうしたものは導入されているけれども、実際問題その使い方に、まだ疑義があるような質疑、また改善の余地があるという答弁が起こっています。

このように、国民が総ナンバー制によって、この疑義、問題性はもう既に国際社会の中でも出ているわけです。それを先行的に、現実としては、それを我が国においても実施していく、その入り口に福祉関係、税関係をつくっていく。すべての分野において、このナンバー制度を網羅させてしまうというふうな、今国の方の考え方にある。

そういう流れの中で、やはり何と言っても、国民の保護という問題が置き去りにして、これが進んでいくということを厳しく指摘と、また批判を行って、この補正予算 それ以外について反対する理由はないわけですが、国民すべての町民すべての保護に 関わる問題として指摘して反対討論といたします。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに討論ありませんか。9番、本田秀樹君。
- **〇9番(本田秀樹君)** 9番、本田秀樹。議案第93号 平成26年度愛荘町一般会 計補正予算(第8号)について、賛成討論を行います。

本補正につきましては、10月7日交付の人事院勧告に伴う人件費、特別会計の繰出金の補正対応を中心に減収補てん特別交付金、普通交付税、自治振興交付金等の補正を行うものであります。また、平成27年10月から導入されるマイナンバー制度関係費用や人事評価制度の研修費用等を計上し、国の動きに制度に対し柔軟な対応をされていることや、入札執行による残予算の減額補正について予算の適切な執行管理を行うことができるなど、全体を通し評価できる補正内容となっております。

今後におかれましても、適切な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましてもご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで討論を終わります。

これより、議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

#### [替成者起立]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 起立多数です。よって、議案第93号 平成26年度愛荘 町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第16、議案第94号 平成26年度愛荘町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

**〇住民福祉部長(川村節子君)** 議案第94号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)ついて、ご説明を申し上げます。議案書は54ページでございます。

平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定める ところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 7,000 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,199 万 1,000 円とするものでございます。この補正予算につきましては人事院勧告に伴う人件費および保険給付費の見込みに伴う交付金等の交付決定によります歳入歳出の調整を行うものが主なものでございます。

議案書 58 ページをお願いしたいと思います。事項別明細書の方でご説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、国庫支出金療養給付費等負担金 3,999 万 6,000 円のうち、療養給付費分 3,539 万 3,000 円は一般被保険者療養給付費等高額療養給付費を増額したことによる増でございます。

後期高齢者支援分 344 万 7,000 円は後期高齢者支援金交付決定による増額、介護給付費分 115 万 6,000 円は介護納付金交付決定による増でございます。

国庫支出金普通調整交付金は 1,124 万 8,000 円でございまして、一般被保険者療養 分給付費高額療養給付費を増額したことによる増でございます。

前期高齢者交付金 2,467 万 3,000 円の追加は 65 歳から 74 歳の前期高齢者の比率により交付されるもので、算定基礎となる前期高齢者給付額増により交付決定されたものでございます。

次に、県支出金普通調整交付金は 1,124 万 8,000 円は国庫と同額の追加でございます。

繰入金一般会計繰入金 3,401 万 2,000 円、職員給与等繰入金は 27 万円の追加でざいます。

繰越金は前年度繰越金 4,855 万 5,000 円の追加でございます。

続いて、歳出でございます。総務費一般管理費職員手当共済は人事院勧告に伴う人件費分で 27 万円の追加、保険給付費の療養給付費につきましては給付実績から年間所要額を見込み、一般被保険者療養給付費の予算不足が見込まれるため1億1,653万6,000円の追加をお願いするものでございます。

高額療養費につきましても一般被保険者高額療養費の給付実績が増加したことにより 1,367 万 3,000 円の追加でございます。

次に、61ページでございますが、後期高齢者支援金は社会保障診療報酬支払基金の交付決定額確定により、交付金の増額により 2,235 万 6,000 円の追加、後期高齢者関係事務拠出金は 9,000 円の減額、前期高齢者納付金についても交付決定により 23 万 2,000 円の減額、前期高齢者関係事務拠出金は 5,000 円の減額でございます。

介護給付金につきましても、交付決定により 361 万 1,000 円の追加でございます。 諸支出金償還金及び還付加算金につきましては、前年度の医療費確定に伴う精算に かかる還付金 1,380 万 2,000 円の追加でございます。

62 ページには給与費明細書、人事院勧告に伴う職員手当 18 万 1,000 円、共済費が 8 万 8,000 円の追加でございます。

よろしくご審議の方、お願い申し上げます。

- ○議長(吉岡ゑミ子君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、 辰己 保君。
- ○13番(辰己 保君) 13番、辰己。質問というよりも、この本会議場においてお願いをするということが、私は大事だという判断でお願いというか、質疑ではない。1億1,000万円の補正ということは全協でも言っていました。非常に異常な補正になっていると、医療費の高騰等に起因するわけですが、よって、一般質問等でも出ているように、この根拠となってくる、特に国保の問題は町長も特別会計であるから独立採算性、言葉変えれば独立採算制を確立したいということであります。であるならば、独立採算性が確立できるかどうかという根拠が必要になってきます。データーとして

収入それぞれの被保険者の収入階層別データー、そして本当に国保がどうした被保険者による組織をされているか、ということが被保険者の組織実態をやはり的確にとらえる必要がある。

また、もう1点は、当然これは出ているわけですが、毎月、毎月の医療費についてはすぐ出るわけですが、私が特に大事にしたいのは保険、要するに予防の関係です。 以前にあった予防措置、そうした事業が今日どのように変化をし、それに伴って医療費がどのように変化しているか、そうしたデーターをしっかりと積み上げないと結局予防に力をどこに入れればいいのかとかということまでが把握しているために、改めてその問題を国保運営委員会だけではなくて、議会に対しても示してほしい。当初予算の審議においては、そうしたデーターに基づいて特別会計の審査を、審議を行えるように、今からお願いをしておきたい。議長に対しても同時にお願いを申し上げたい、これらの要請に対して答弁だけ頼みます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。
- **○住民福祉部長(川村節子君)** 今回、医療費につきましても1億1,600万円という多額の補正をお願いすることになりました。これについては、いろいろな要因がありましたのでございますが、おっしゃいますように、いろいろな分析をしながら、健康づくりも含めた事業をしておりますので、そうした兼ね合いも含めて当初予算の説明の資料の中で、またご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑ございませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員です。よって、議案第94号 平成26年度愛荘 町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第17、議案第95号 平成26年度愛荘町後期高齢 者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**○住民福祉部長(川村節子君)** 議案書 63 ページ、議案第95号 平成26年度愛 荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定め るところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,127 万 7,000 円とするものでございます。この補正は人事院勧告に伴う人件費補正が主なものでございます。

それでは、66ページ、事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入の部、繰入金一般会計繰入金職員給与等繰入金10万円でございます。

歳出の部でございます。総務費一般総務管理費一般管理費給与職員手当等共済費で 10万円の追加をお願いするものでございます。

67 ページには給与費明細書を記しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立全員であります。よって、議案第95号 平成26年

度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

# ◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉岡ゑミ子君) 日程第18、議案第96号 平成26年度愛荘町介護保険 事業特別会計補正予算(第4号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

**○住民福祉部長(川村節子君)** それでは、議案書 68 ページ、議案第96号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 580 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 2,496 万 8,000 円と するものでございます。

事項別明細書 71 ページでご説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、国庫支出金事務費交付金 147 万円は、介護保険制度改正によるシステム改修費用の事業費補助でございます。

繰入金その他一般会計繰入金 361 万 5,000 円の追加、介護保険制度改正によるシステム改修費および成年後見サポートセンター開設準備負担、人事院勧告に伴う人件費の繰り入れでございます。

地域支援事業繰入についても、人事院勧告に伴う人件費 72 万 1,000 円の追加でご ざいます。

次に、歳出でございます。72ページをお願いいたします。総務費一般管理費給料・職員手当・共済費は人事院勧告と時間外手当分の人件費追加、委託料は介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料 384 万 5,000 円の追加、負担金補助及び交付金は1市4町で進めております(仮称)成年後見サポートセンター開設準備費負担金3万 4,000円の追加でございます。

保険給付費は居宅サービス給付費を130万円減額し、居宅介護サービス計画給付費

130万円の追加をお願いするものでございます。

また、介護予防サービス給付費 50 万円を減額し、介護予防住宅改修費につきましては利用者の増によりまして 50 万円の追加をお願いするものでございます。

地域支援事業費地域包括支援センター運営費・給料・職員手当・共済費 72 万 1,000 円は人事院勧告によるものと時間外手当の増分でございます。

74ページ、給与費明細書は職員8名分と時間外手当の方を上げさせていただいております。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

- ○議長(吉岡ゑミ子君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、 瀧 すみ江君。
- ○10番(瀧 すみ江君) 10番、瀧 すみ江。72ページの委託料ですけれども、介護システム変更委託料が上がっております。その中で、全協でお聞きしましたところでは、来年度からの介護保険制度の変更によるもので、その中で2割負担になることによる、そのシステム改修、システム変更があるということをお聞きしておりますけれども、今回のシステム改修、この2割負担の部分に関わって、具体的にどのようなシステム改修を行うのか。

そして、2割負担は利用料の2割負担に改定される人があると、全員ではなく、その方が出て来られるということで、されると思いますけれども、その制度的に、いつからその制度が行われるのか、またどのような方が対象になるのかということについても答弁をお願いします。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岡部得晴君)** 瀧議員のご質問にお答えいたします。

具体的にということですので、この2割負担制度の部分のみのお話になっていますけれども、システム改修に関しては、保険料全般の見直しがされますので、そこの部分も入っておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

2割負担に関しましては、今のところ、合計所得が 160 万円以上、単身の場合は年金収入のみで 280 万円となっておりますし、それ以外でも世帯の中で 1割負担に戻す条件等の所得の算定がございます。そこの税システムから対象者であるという判定をするために、今回システム改修を行うものでございます。

2割負担に関しましては、来年の8月からの導入というふうになっております。今

のところ、今申し上げました所得の 160 万円という階層の方々をつかむことはできません。ただ、保険料の中で 190 万円以上の保険料を納めていただいている方は 500 人程度おられるということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 10番、瀧 すみ江君。
- **〇10番(瀧 すみ江君)** 10番、瀧 すみ江です。今、190万円以上の階層でしたか、その方が500人おられるということで、ちょっと聞き取りがあれだったのですけれども、もう一度そこをはっきり言っていただきたいのと、その500人という方は全体の何割くらいになるのかということについてお願いします。
- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岡部得晴君) それではお答えいたします。500人の割合でございますけれども、今500人と申し上げましたのは、策定委員会の中で今計画をさせていただいている中で、数字をつかんでいるものでございます。おおよそ4,500人の中の500人という割合になっております。

それとともに、今申しました 190 万円というのは、保険料を徴収する段階で設定を させていただいている人数の方でありますので、合計所得、課税者で 190 万円の方が それだけおられるというふうになっております。

今度の2割負担に関しては160万円を超えると、ただ単身の場合は年金収額で280万円という条件がなっておりますので、一部ここで1割負担に替わられる方もおられますし、世帯の中で配偶者等がおられる場合の要件によっても1割負担に替わるというケースが出ておりますので、一概にすべてこの500人の方が2割負担になるということにならないとは考えております。以上です。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑はありませんか。 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 9番、本田秀樹。介護保険ですが、スタートをされておりますが、高齢化が進むことによって、介護認定者は増加をされ、そして、併せて介護サービスの利用者が多くなるのも当然だと思っておりますが、町民さんからいろいろなご意見を聞いた話をさせていただくのですが、6月には中学生までの医療費が無料になったということで子どもたちならびにそういう保護者に関しては、愛荘町としては手厚い支援をされているということをお聞きします。

しかし、高齢者の方に関しての手当が何も見えてこないというのは、よく聞くことなんです。だから、中学生までということは 15 歳以下ということは決まっておりま

すが、高齢者の方々であれば、なかなか無理かもわかりませんが、分析をしていただいた中で、例えば、80歳以上になれば無料にするとか、75歳以上は無料、人数が全然、分母が全然違うと思うのですが、そういう部分もやはり愛荘町として、少子高齢化の中で考えていただかないと、子どもだちだけの手厚い分だけでなく、やはりそれまで頑張っていただいた皆さんがおられますので、そういう部分の検討をされてくのか、策定委員会の中でそういう話があるかないかわかりませんが、そういう検討の部分と分析を考えていただきたいと思うのですが、その点についての答弁を求めます。

- 〇議長(吉岡ゑミ子君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岡部得晴君)** それでは、本田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、高齢者保健福祉計画および第6期介護保険計画で、高齢者の方々に対して、 どのような取り組みをしていけばというような形でご議論をしていただいているとこ ろではございます。

ただ、なかなか高齢者の方々にとって見返りになるような施策というのは、今のところ大変難しい部分がございます。ただ、一般施策の中で、例えば、老人クラブさんの助成を若干増減していくなりというような対応のことは考えさせてはいただいておりますが、介護保険となりますと 65 歳以上の方々ですので、その方々に何とか万遍なく介護予防をしてもらえるような手帳の交付とか、そういうことを現在は検討させていただいているという形になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 9番、本田秀樹。課長の答弁も理解をいたします。老人クラブ等の補助金等の増額ということで、高齢者に対しての部分も理解をするのですが、先ほど私も言ったように、中学生で15歳まで医療費とか入院費を無料にしたわけでしょう。やはり高齢者の方にも、先ほども言いましたが、難しいかもわかりませんが、一度分析していただいて、80歳になるのか、85歳になるのかわかりませんが、そういう施策も考えていただきたい。

何も子どもばっかりの部分じゃなくて、やはり平等な部分で高齢者の方々にもそういう、金額も全然違うと思いますよ。子どもとお年寄りとの病院に行く回数等も違うと思うのですが、そういう施策もあってもいいのではないのかなと思うので、一度そういう部分について、協議をなされるのか、まあまあどうされるのかわかりませんが、

そこの答弁をいただきたいのです。以上です。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 住民福祉部長。
- **〇住民福祉部長(川村節子君)** 本田議員さんの再質問にお答えをいたします。

現在、高齢者個人に対しまして、町単独で経済的な軽減の負担についての議論をしているかと言いますと、現在はしていない状況でございます。

町の方の考えといたしましては、高齢者の方がいくつになっても、地域で自分らしく生きていくためには、周りがどのように支援していったらいいのかという、ソフト面を中心とした視点の中で考えているのが現状でございます。予防や介護、医療、生活支援、住まいと生活環境、生きがいや余暇ということで、地域包括ケアシステムのさらなる構築を現在目指しているところでございます。

医療費の経済的な負担の軽減につきましては、国の方で現在改正の中で保険料の軽減でありますとか、そういう形の中で進めておりまして、ちょっと今の現段階ではそうしたところに議論が及んでいないというのが事実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 9番、本田秀樹君。
- ○9番(本田秀樹君) 9番、本田秀樹。今ほどの部長の答弁も理解をいたします。ただ、全体として愛荘町の予算として考えていただきたいというのは、まあまあハード事業でいろいろなことは今日まで事業でされています。箱物もいろいろ出てきた。それに関しては指定管理料も払っている。そういう部分の見直しとかしていただいたら、少しでも軽減ができるかなと、いろいろな建物についても維持管理費が出ているわけですよ。そういう部分も一度精査していただく。今後指定管理料も出てくると思いますが、その指定管理料でももう少し、かかるか知りませんが、精査しながら、そういうお金の積み重ねで何とかできないものなのかなという考えです。

それ1点というとなかなか難しいと思うので、その予算の中で精査していただいて、例えば、箱物をまたあいしょう館も数億かけてやってきた。それも指定管理でしてきた。そういうところにもお金も必要ですが、いろいろな今後事業がありますが、そういう事業の中で精査して、高齢者の方にできないのかなと、ただそれは今後27年度予算になかなか難しいと思うのですが、そういう考えを持っていただきたいなと思うので、再度答弁を求めたいと思います。

〇議長(吉岡ゑミ子君) 町長。

- ○町長(宇野一雄君) ご指摘のとおり、高齢者対策についても一定、前向きにやっていかないかんということは思っております。しかしながら、今課長なり部長が申し上げましたとおり、なかなかどういう部分で、どういうように支援していくのかというのも難しい問題もありますので、一辺全国的な、もしそういった事業をやっているのであれば、そういったことも参考にさせていただきながら、どうあるべきかをまた検討させていただきたいと思いますので、今じゃあ来年度からということはちょっと断言はできませんので、ご理解いただきたい。
- ○議長(吉岡ゑミ子君) ほかに質疑ありませんか。10番、瀧 すみ江君。
- ○10番(瀧 すみ江君) 10番、瀧 すみ江です。先ほど質問しました下のところで、保険給付費の介護サービス等諸費、その下もありますけれども、±で、同金額が居宅介護サービス給付費がマイナスになり、その下の計画給付費がプラスになり、次のページも50万円ずつが±ということになっていますけれども、これは同金額にされたという根拠をお願いしたいのと、やはり72ページですと、居宅介護サービス給付費が−130万円になっているということは、やはり居宅介護サービスの方が減ってきているということで解釈でいいのかどうかということで、その答弁をお願いします。
- **〇議長(吉岡ゑミ子君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(岡部得晴君) 瀧議員のご質問の2点の部分でございます。保険給付費の部分の中で、居宅介護サービス給付費が減ってサービス計画費が増えているというような部分でございますが、これは要介護1から5の方々のケアプランの部分の予算が、最終まで不足する見込みが出てきたために130万円の増額をさせていただいたところです。

居宅介護サービス費、在宅での要介護1から5の方々のサービス費を130万円減額している経緯に関しましては、ここにつきましては推計で見ますと、給付の部分が予算額までは達しないだろうというような形で、ここの金額を減額させていただいた部分でございます。

次の 73 ページの介護予防サービス給付費につきましてと、介護予防の住宅改修費につきましては、住宅改修、要支援1と2の方の住宅改修がかなり増えておりますので、この部分が不足が生じるという見込みが出ております。

逆に介護予防、要支援1・2の方の在宅のサービスの部分は給付の方が伸びていな

いということで、今後最終見込めませんが、そこまでは達しないということで減額をさせていただいているというふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

- **○議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。
- **○10番(瀧 すみ江君)** 10番、瀧 すみ江。議案第96号 平成26年度愛荘 町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に対して、反対を表明します。

先ほど質疑でもさせていただきましたが、歳出の一般管理費の介護システム変更委託料には、ほかのものもあるのですけれども、医療介護総合推進法によって、現在一律1割負担である介護保険の利用料が、来年8月から所得に応じて2割負担になるため、その対象者を判定するためのシステム改修という説明が行われております。

その説明の中でも、この対象者は所得 160 万円以上で、単身年金収入のみの方で 280 万円以上の方が 2割負担になる、いろいろ個人的な条件によって外される場合もあるということでしたけれども、そういうことです。そして、何人、何割ということは、はっきり、これから調べられるのが確定されませんけれども、190 万円の所得の方が今つかんでいる方では 500 人ということで、全体 4,500 人いるので、10%をちょっと超える方、でも対象者として 160 万円以上の方ですので、たぶん全体の割合としたら10%よりも 15%になるのではないかというふうに考えられます。

そのようなことで、やはり 10 人に1人以上の高齢者の方が倍の介護保険に利用料を来年8月払うようになるということがはっきりしております。そういうことで、国は一部の高所得者と言っていますが、これは本当に一部ではなく、多くの方が負担増を受けることになるということが言えるわけです。

そういうことで、この利用料の負担が倍になればどういうことが出てくるかと言えば、やはり介護を抑制する、必要な介護を受けたいけれども控える、このようなことになるということが考えられ、やはりそれは介護度の重度化、そのようなことも招きかねないということで、本当に状況がよくない方向に進展するということを、この段階からも明らかになるということを考えますので、この議案に対しては反対をさせていただきまして、反対討論といたします。

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** ほかに討論ございませんか。8番、小杉和子君。

**○8番(小杉和子君)** 8番、小杉和子、賛成討論を行います。議案第96号 平成 26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の賛成討論を行います。

私は平成26年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に賛成する立場から討論を行います。高齢者が尊厳を持って自立した生活を続けられるように、介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって14年余りが過ぎました。着実に定着してきました。

また、今年度は第6期介護保険事業計画策定に向けて、事業の評価や検証を取り組まれております。総合推進法などの制度改正を見据えていかなければなりません。特に高齢者に伴う要介護認定者の増加により、介護サービスに頼らざるえない高齢者が多くなってまいりました。

今回の補正については、人事院勧告などに伴う人件費、制度改正に伴うシステム改修、成年後見サポートセンターの開設準備負担金とともに、保険給付費では居宅介護サービス計画費と介護予防住宅改善費の増額補正がなされています。

今後も必要なサービスの提供体制の充実や、介護予防事業の推進を図っていただく とともに、介護保険制度の理解促進に努めていただくことをお願いし、第4号補正予 算を承認し、賛成するものであります。

議員各位におかれましてもご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げます。討論 として終わらせていただきます。

**〇議長(吉岡ゑミ子)** これで討論を終わります。

これより、議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉岡ゑミ子君) 起立多数です。よって、議案第96号 平成26年度愛荘 町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 日程第19、議案第97号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔產業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長(北川元洋君)** それでは、議案第97号 平成26年度愛荘町下水 道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ366万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,525万3,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきます。78ページをご覧ください。歳入でございます。繰入金一般会計繰入金 21 万円の増でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、諸収入弁償金でございます。345万6,000円の増でございます。損害 賠償請求事件に伴う納入でございます。

引き続きまして、歳出でございます。79 ページでございます。総務費一般管理費 21万円の増でございます。人事院勧告に伴います増額でございます。以下項目につき ましては損害賠償請求事件に伴います補正予算でございます。

下水道事業費公共下水道事業費でございます。170万円の増でございます。償還金利子及び割引料でございます。

公債費元金 117 万 5,000 円の増でございます。償還金利子及び割引料でございます。 続きまして、諸支出金でございます。他会計繰出金 58 万 1,000 円の増でございま す。

続きまして、80ページに給与費の明細書を添付しております。職員数につきまして は変更ございません。以上でございます。

**○議長(吉岡ゑミ子君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** 起立全員であります。よって、議案第97号 平成26年 度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

# ◎休会の宣告

**〇議長(吉岡ゑミ子君)** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉岡ゑミ子君) 異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに 決定しました。

お諮りします。議事の都合により12月6日から12月18日までの13日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長(吉岡ゑミ子君)** 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月18 日までの13日間、休会することに決定しました。

再開は12月19日金曜日です。当日は午前8時30分から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会、午前10時30分から本会議を再開する予定です。よろしくお願いいたします。苦労さまでございました。

延会 午前11時50分